適Eヒこ半うど也ヒ足単富寺昔畳去 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の 昭和四十八年法律第百二号

留 適正化に伴う宅地化促進臨時措置法

第一条 この法律は、特定市街化区域農地の固定第一条 この法律は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するため行なわれるべき事業の施行、資金に関するため行なわれるべき事業の施行、資金に関する助成、租税の護正化を図るに際し、これとある助成、租税の護正化を図るに際し、これとありません。

地」とは、地方税法(昭和二十五年法律第二百第二条 この法律において「特定市街化区域農 同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは 二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条その区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第 受ける市街化区域農地をいう。 域内にあるものの区域内に所在するもののう 開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区 第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法 法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十 **圏開発整備法(昭和四十一年法律第百二号)第** 九号)第二条第一項に規定する近畿圏又は中部 圈、近畿圈整備法(昭和三十八年法律第百二十 律第八十三号)第二条第一項に規定する首都 区域に限る。)、首都圏整備法(昭和三十一年法 市街化区域農地で、都の区域(特別区の存する 二十六号)附則第十九条の二第一項に規定する 二条の十九第一項の市の区域及びその他の市で 二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治 地方税法附則第十九条の三の規定の適用を 3

第三条 特定市街化区域農地の所有者は、当該特第三条 特定市街化区域農地を含む次に掲げる条件に該当する土地の区域について、市長の意見を聴き、かつ、次条第一項の規定による関係権利者の同地区画整理事業(土地区画整理事業(昭和二十九地区画整理事業(土地区画整理事業を施行されるべき土地区画整理事業(土地区画整理事業を施行すべき事業概要に係る土地区画整理事業の施行の要請)

三 当該区域内の特定市街化区域農地の面積が 当該区域内の土地(土地区画整理法第二条第 当該区域内の土地(土地区画整理法第二条第 当該区域内の土地(土地区画整理法第二条第)

ていること。 四 その他国土交通省令で定める基準に適合し

2 前項の規定により土地区画整理事業の施行を 2 前項の規定により土地区画整理事業に関し専門の作成のために、土地区画整理事業に関し専門のができる。

は、近近についてのことのでは、近にでは、近日では、 国土交通省令で定める。 事業概要の作成に関し必要な技術的基準は、

者の同意) | | (事業概要についての土地の所有者及び借地権 |

第四条 前条第一項の規定により土地区画整理事 業の施行を要請しようとする者は、事業概要に らない。 区域農地の総地積の三分の二以上でなければな 街化区域農地の地積がその区域内の特定市街化 の総地積との合計の三分の二以上であり、か 土地の総地積と借地権の目的となつている土地 の区域内の土地の地積との合計がその区域内の 及びその区域内の特定市街化区域農地の所有権 号)第二条第一号に規定する借地権をいう。以 は借地権(借地借家法(平成三年法律第九十 意した者が有する借地権の目的となつているそ した者が所有するその区域内の土地の地積と同 なければならない。この場合においては、同意 を有するすべての者の三分の二以上の同意を得 下同じ。)を有するすべての者の三分の二以上 ついて、同項の区域内の土地について所有権又 つ、同意した者が所有するその区域内の特定市

(土地区画整理事業の施行) 項の規定は、前項の場合について準用する。 2 土地区画整理法第十九条及び第百三十条第

第五条 第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行するもない限り、当該土地区画整理事業を施行するもない限り、当該土地区画整理事業の施行の要請を受けた市は、その要請されのとする。

(住宅金融公庫の資金の貸付けの特例)

くは譲渡する住宅を建設しようとする当該特定が、特定市街化区域農地を転用して、賃貸若しいた。住宅金融公庫(以下「公庫」という。)

二 当該区域の面積が二ヘクタール以上である

用されている土地が極めて少ないこと。

当該区域内において建築物の敷地として利

一項又は第七項の規定にかかわらず、同法第十おける当該貸付金の利率は、同法第二十一条第 含む。)の規定による限度において同法第十七 給促進法第七十四条第一項に規定する一般宅地譲渡しようとする権利者(大都市地域住宅等供 より特定市街化区域農地を転用して建設された の条において「大都市地域住宅等供給促進法. 別措置法(昭和五十年法律第六十七号。以下こ おける住宅及び住宅地の供給の促進に関する特 市街化区域農地の所有者その他の者で政令で定 街化区域農地を転用して建設された施設住宅の 規定により当該土地又は借地権の取得が特定市 る場合において、同法第二十一条の三第二項の 法第十七条第一項の規定により資金を貸し付け 法第二十条第二項の規定による限度において同 を受けている土地又は借地権の取得について同 金融公庫法第二十一条の三第二項の規定の適用 定める率とする。公庫が、権利者に対し、住宅金にあつては年六・ハパーセント以内で公庫の める率、同項第四号に該当する者に対する貸付 条第一項の規定により資金を貸し付ける場合に 第二十一条の三第一項において準用する場合を 五年法律第百五十六号) 第二十条第二項(同法 で政令で定めるものをいう。以下この条におい の条において同じ。)を購入して賃貸若しくは 八条第四号に規定する施設住宅をいう。以下こ 施設住宅(大都市地域住宅等供給促進法第二十 という。)による住宅街区整備事業をいう。)に めるもの又は住宅街区整備事業(大都市地域に 建設とみなされるときも同様とする。 にあつては年四・五パーセント以内で公庫の定 七条第一項第三号に該当する者に対する貸付金 て同じ。)に対し、住宅金融公庫法(昭和二十 である特定市街化区域農地の所有者その他の者 2

措置法の特例)
措置法の特例)

第七条 特定市街化区域農地を転用して賃貸住宅が、を建設する場合においては、当該賃貸住宅が、高速が高速で乗りる場合においては、当該賃貸住宅が、正項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであつても、その規模、構造及び設備が同項の重土交通省令で定める基準に適合し、かつ、同国土交通省令で定める基準に適合し、かつ、同国土交通省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

住宅等に係る固定資産税の軽減)(特定市街化区域農地を転用して新築した貸家

第八条 特定市街化区域農地(特定市街化区域農地の上に存する権利を含む。)を有する者が、地の上に存する権利を含む。)を有する者が、地の上に存する権利を含む。)を有する者が、たつて貸家住宅を新築した場合においては、地たつて貸家住宅を新築した場合においては、地たつて貸家住宅を新築した場合においては、地でその敷地の用に供する当該土地に係る固定資

(国及び地方公共団体の援助)

第九条 国及び地方公共団体は、特定市街公区域農地の宅地化の促進を図るため、特定市街化区域農地を転用して行なう住宅の建設等に関し、財政上、金融上及び技術住宅の建設等に関し、財政上、金融上及び技術上の援助に努めるものとする。

与えるものとする。 設の整備について、財政上及び金融上の援助を農地の宅地化の促進に伴つて必要となる公共施国は、地方公共団体に対し、特定市街化区域

(施行期日等) 別別 り

域農地の所有者が土地区画整理事業を施行すべ第二条 第三条第一項の規定により特定市街化区第一条 この法律は、公布の日から施行する。

のについて、適用する。 一日までに資金の貸付けの申込みを受理したも 2 第六条の規定は、公庫が平成十八年三月三十

年三月三十一日までとする。

きことを要請することができるのは、平成十八

一号) 附 別 (昭和五一年三月三一日法律第一

する。 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行

(施行期日)

(経過措置) 1 この法律は、公布の日から施行する。

6 住宅金融公庫の貸付金の利率、償還期間及びは、なお従前の例による。

号附 則 (昭和五四年三月三一日法律第八

する。 この法律は、 昭和五十四年四月一日から施行

0号) 附 則 抄 (昭和五七年三月三一日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 (政令への委任) 昭和五十七年四月一日から

第二十二条 附則第二条から前条までに定めるも ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措 置は、政令で定める。 〇号) (昭和五七年三月三一日法律第二 1

する。 この法律は、 昭和五十七年四月一日から施行

四附号訓 則 (昭和五七年四月二六日法律第三

(施行期日) 抄

この法律は、 附 則 (昭和六〇年三月三〇日法律第一 公布の日から施行する。

1

この法律は、 九号) 昭和六十年四月一日から施行す

八附号則 則 抄 (昭和六二年三月三一日法律第一

(施行期日)

 この法律は、 する。 昭和六十二年四月一日から施行

- 号 附 則 (昭和六三年三月三一日法律第

(施行期日)

する。 この法律は、 昭和六十三年四月一日から施行

2 みを受理したものから適用するものとし、住宅和六十三年四月一日以後に資金の貸付けの申込 理したものについては、なお従前の例による。 金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受 (経過措置) 改正後の第六条の規定は、住宅金融公庫が昭

号 附 抄 ^則 (平成二年六月二九日法律第六二

(施行期日)

1 する。 えない範囲内において政令で定める日から施行この法律は、公布の日から起算して六月を超

号附 則 (平成三年三月三〇日法律第一三

この法律は、 平成三年四月一日から施行す

号) 附 則 (平成三年一〇月四日法律第九〇

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

号 附 抄 ^則 (平成八年三月三一日法律第二一

(施行期日)

する。 及び次項の規定は、平成八年十月一日から施行 る。ただし、第二条、第四条、第六条、第十条 この法律は、平成八年四月一日から施行す

附 一六〇号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

第千三百四十四条の規定 公布の日 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百一

附 則 (平成一二年三月二九日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十二年四月一日から施

二附号 訓 則 抄 (平成一二年四月一九日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から施行する。